

お客様各位

タキロンシーアイ株式会社
高機能材事業部

ポリカーボネートプレート製品の REACH 規制への対応について

謹啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素はタキロンシーアイ製品に格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、REACH 規則 第 30 次 SVHC の規制対象リストに追加された物質について、ポリカーボネートプレート製品に含有していることを本年 2 月にご案内しておりました。今後の対応につきまして、検討を続けて参りましたが 原材料変更に伴うリスク等を総合的に判断した結果、第 30 次以降の SVHC 規制対象リストへの対応はしない旨を決定しましたのでお知らせ致します。

再度、下記に該当製品を記載させていただきます。誠に恐れ入りますが、事情ご賢察の上、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具
記

1. 該当製品：PCSM PS610、PCMA K3250（受注生産品）以外の全ての製品

（標準品）

PC/PC-1600	PCSP 1700	PCSP 1900	PCSP/PCSP-660T	PCSP 642T
PCSP/PCSP-692T	PCSP/PCSP-693T	PCSP/PCSP-677T	PCSP K6600	PCSP R6600
PCSP F6600	PCSP K6920	PCSP K6930	PCSP R6920	PCSP R6930
PCSP F6400	PCSP 36600	PCSP 36400	PCNDL 78610	PCNDL78810
PCNDL 78910	PCMRMS 61600	PCP 1609A	PCAA BA600	PCMU PY620
PCMU PZ620	PCECO PR600			

（主な受注生産品）

PCI MR600	PCI HF160	PCI 92410	PCI 92910	PCSP 93280
PCSP 93350	PCSP 93360	PCNDLU 78660	PCMRMS 61630	

※上記以外の受注生産品についてはお問合せください。

2. REACH 規則 第 30 次 SVHC の規制対象物質

第 30 次追加 5 物質の内、下記物質を 0.1%以上 1.0%未満含有しております。

○該当物質

2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール

○CAS No.

3147-75-9

ご不明の点がございましたら営業担当までお問い合わせ下さい。

以上